

岐阜羽島天照会 規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、岐阜羽島天照会 と称し、主たる事務所を羽島市におく。

(目的)

第2条 本会は、牧義仁氏の政治活動を後援し、会員相互の親睦を深めるとともに、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 研修会等の開催
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同するものをもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 1 名 |
| 3 | 幹 事 | 若干名 |
| 4 | 会計責任者 | 1 名 |
| 5 | 副会計責任者 | 1 名 |

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、総会において選出する。

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費（年額 1,000 円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和 6 年 5 月 5 日から実施する。